

西宮市特定子ども・子育て支援施設等の副食費に係る補足給付支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第59条第3号の規定に基づき、西宮市が行う特定子ども・子育て支援施設等の副食費に係る補足給付の支給について必要な事項を定めるとともに、施設等利用給付認定子どもが、特定子ども・子育て支援(特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が満3歳以上の施設等利用給付認定子どもに対して提供するものに限り、法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く。以下同じ。)を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供(副食の提供に限る)に要する費用の一部を予算の範囲内において助成することにより、これらの者の円滑な特定子ども・子育て支援の利用が図られ、もってすべての子供の健やかな成長を支援することを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、法の定めるところによる。

(対象者)

第3条 特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者であって、次の(1)若しくは(3)に該当する者又は(2)に掲げる施設等利用給付認定子どもがいる者を対象とする。

(1) 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る当該年度の市町村民税所得割合算額(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。)が77,101円未満である者

(2) 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。)が同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(3) 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者

(補足給付の対象及び上限)

第4条 補足給付の対象となる費用は、特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供に要する費用のうち副食材料費に相当する費用(以下「副食費」という。)とし、月額4,500円を補足給付の限度額とする。

2 当該年度の補足給付の対象は、当該年度に必要な副食費とする。

(副食費の算出方法)

第5条 副食費は、特定子ども・子育て支援の提供者が、給食の実施方法に応じて合理的な

方法により別表のとおり算出するものとする。

(実施方法)

第6条 補足給付の実施方法は、西宮市より対象者に対して支給する方法とし、当該年度分を一括して行う。

(申請)

第7条 補足給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別途定める特定子ども・子育て支援施設等の副食費に係る補足給付事業支給申請書を市長が定める期日までに提出しなければならない。

(支給決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補足給付の支給の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補足給付の支給を決定したときは、別途定める特定子ども・子育て支援施設等の副食費に係る補足給付支給決定通知書により当該申請者に通知するものとし、当該決定に係る支給額を支給するものとする。

3 市長が第1項の規定により補足給付の不支給を決定したときの通知は、前項の規定を準用する。

(取消し及び返還)

第9条 市長は、前条第2項による支給決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により補足給付の支給の決定を受けたと認めるときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補足給付の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補足給付が既に支給されているときは、その返還を命じることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年3月2日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

別表（第5条関係）

| 給食の実施方法 | 副食費の算出方法 | 便宜的な算出方法 |
|------------------|--|---|
| 自園調理 (食材自己購入) | 必要経費が明確であることから、各園で 「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数 | 不可 |
| 自園調理 (食材外部搬入) | 外部搬入業者に依頼し 「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数 | 一律 255 円 (新制度幼稚園の公定価格上の副食費徴収免除加算と同じ単価を用いる) |
| 外部搬入 | 外部搬入業者に依頼し 「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数 | 一律 255 円 (新制度幼稚園の公定価格上の副食費徴収免除加算と同じ単価を用いる) |

※便宜的な算出方法が認められるのは、「1食当たり副食費相当額」の算出が困難な場合に限る。